

倉吉市上下水道局告示第4号

松河原泰久寺地区農業集落排水施設について、公示した排水区域を変更するので、倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成3年倉吉市条例第15号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和3年3月10日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 供用を変更する年月日

令和3年3月10日

2 新たに供用を開始する排水区域

倉吉市関金町松河原字角坂 1190 番地 6

3 排水施設の位置

倉吉市関金町松河原 2123 番地 2

4 縦覧期間

令和3年3月10日から3月23日まで（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除く。）

5 縦覧場所

鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）